

令和5年度 第1回徳島県奨学金審査委員会 会議録

1 日時

令和5年8月23日（水）午前10時から

2 場所

県庁9階 教育委員室

3 出席者

- (1) 委員 6名出席
- (2) 事務局 生涯学習課長 ほか4名

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 奨学金貸与制度等について
- (4) 議事
 - 決定事項
 - I. 令和6年度徳島県奨学生の選考基準について
- (5) 閉会あいさつ

5 会議概要

- (1) 開会あいさつ（生涯学習課長）

- (2) 自己紹介
（各委員、事務局自己紹介）

- (3) 奨学金貸与制度等について
＜事務局から説明＞
 - I. 徳島県奨学金貸与制度の概要
 - II. 徳島県奨学金制度の沿革
 - III. 令和5年度新規貸与状況

＜質疑・御意見＞

- ・連帯保証人及び保証人について

(委員) 奨学金未収金の回収に係る取組については、かなりできることを全部されて、結果的に未収金が減少し効果も出ており、一生懸命されていると思う。その中で、連帯保証人と保証人の2人を求めているが、実際に連帯保証人また保証人から回収しているのはどれくらいか。

(事務局) 親御さんである連帯保証人が返還されているケースは多い。

(委員) 保証人はどうか。

(事務局) 保証人が返還するというのは少ない。

(委員) 保証人を2人用意するのは結構大変で、実際に辞退されている方が2人いて、辞退されなかった方も苦労されているのではと思う。そこで、連帯保証人はまだ分かるが、保証人まで求める効果はどのくらいあるのか疑問である。条例でも、御本人が亡くなったり、労働能力を喪失したりしたときは免除の制度があり、連帯保証人すら払わなくていいということになる。そのほか、御本人が災害とか盗難、疾病とかいうことがあったら、返還を猶予することができる。

御本人たちは、わらをもすがら思いで申請されている中、保証人がいないから無理と言われて、恐らく申請する前から諦める人もいると思う。

(事務局) 奨学金の中には税金も入っており、奨学金の安定運営といったところで、返還されたものをまた次の貸付の原資として循環させていくことが基本となっている。委員のおっしゃる内容も理解できるが、中には少し悪質な方もおいで、返還能力があるにも関わらず返還しない方もおいでることから、本人以外に例えば親御さんが連帯保証人、親戚の方が保証人といった形で、貸付の時点から借りた者が返すとといった制度となっている。

委員がおっしゃる、保証人が探せなかったようなところについては、当課でも少し課題かと認識している。

(委員) 先ほども、連帯保証人からの回収はあるが、保証人からはあまりないというお話だったので、求めるメリットもそんなにないのではないかと思う。

(事務局) 実際に、御本人と連帯保証人が破産した場合には、保証人に残りの2分の1を請求している。そのほか、御本人、連帯保証人がこちらから督促しても返事がない場合や連絡が取れなくなった場合には、保証人に声を掛けていただいたり、連絡先を教えていただいたりしている。

(委員) 現在、世の中の流れとして保証人を取らない、債務者だけの能力で払えるかどうかというふうにする流れもあり、そのような世の中になっているので、連帯保証人はいいと思うが、保証人は他県もそのような制度になっていると思うが、その辺を変えていくようにしないと世の中の流れに反するのではという感じは受ける。

(事務局) この制度設計にしても他県にも同様の奨学金制度があり、世の中の流れに沿った、より良い制度に変えていくといったところで、いろいろな全国調査もなされ検討もされている中で、保証人は平成20年代に新たに設けた制度であり、今後、この点についてもより良いアイデアなどあれば検討していくことも必要になってくるかと思っている。

(委員) 保証人の件については、先ほど事務局から他県の状況も見ながら、生徒たちの面についてもまた考えていくというニュアンスのお話をいただいた。保証人を立てられなかった生徒に対しては、他の奨学金の案内をきめ細かにやっていただくなど、配慮面についてもお願いしたい。

(委員) 学校では現在コロナ禍を経て、経済上、厳しい家庭環境の子も増えている。是非、いろいろ検討いただけたらと思う。

IV. 選考基準(案)等

(4) 議事

I. 令和6年度徳島県奨学生の選考基準について

<事務局案を詳細説明>

- ・生活保護基準の見直しがなかったため、昨年度と同じ所得基準額とする。
- ・特別控除額も変更なし。

<審議>

- ・事務局案について

(委員) 先ほどの御説明から、申請者について所得の充足率はどのくらいの生徒さんになっているか。

(事務局) かなり低い方もおいでれば、基準額ぎりぎりの方もあり様々である。

(事務局) 今回、所得超過で不採用になった方は1名であり、充足率から言うと97%くらいの方が採用されている。

(委員) 今、従来と比べると所得額とか物価の状況も変化しているが、この所得基準額の基になる基準はどうなっているのか。

(事務局) この基準額については、私どもも国が示した生活保護基準額を参考にしてい

る。その生活保護基準額が物価の上昇により変動するといったところもあるかと思う。その場合には、当課の基準額についても何らかの変更があるといったところで対応をしていく。

(委員) 近年でそれが変更になった年は、直近でいつくらいか。

(事務局) 一昨年に変更になっている。

<決定>

令和6年度徳島県奨学生の選考基準については、事務局案のとおり決定。

議事終了

(5) 閉会あいさつ (生涯学習課長)